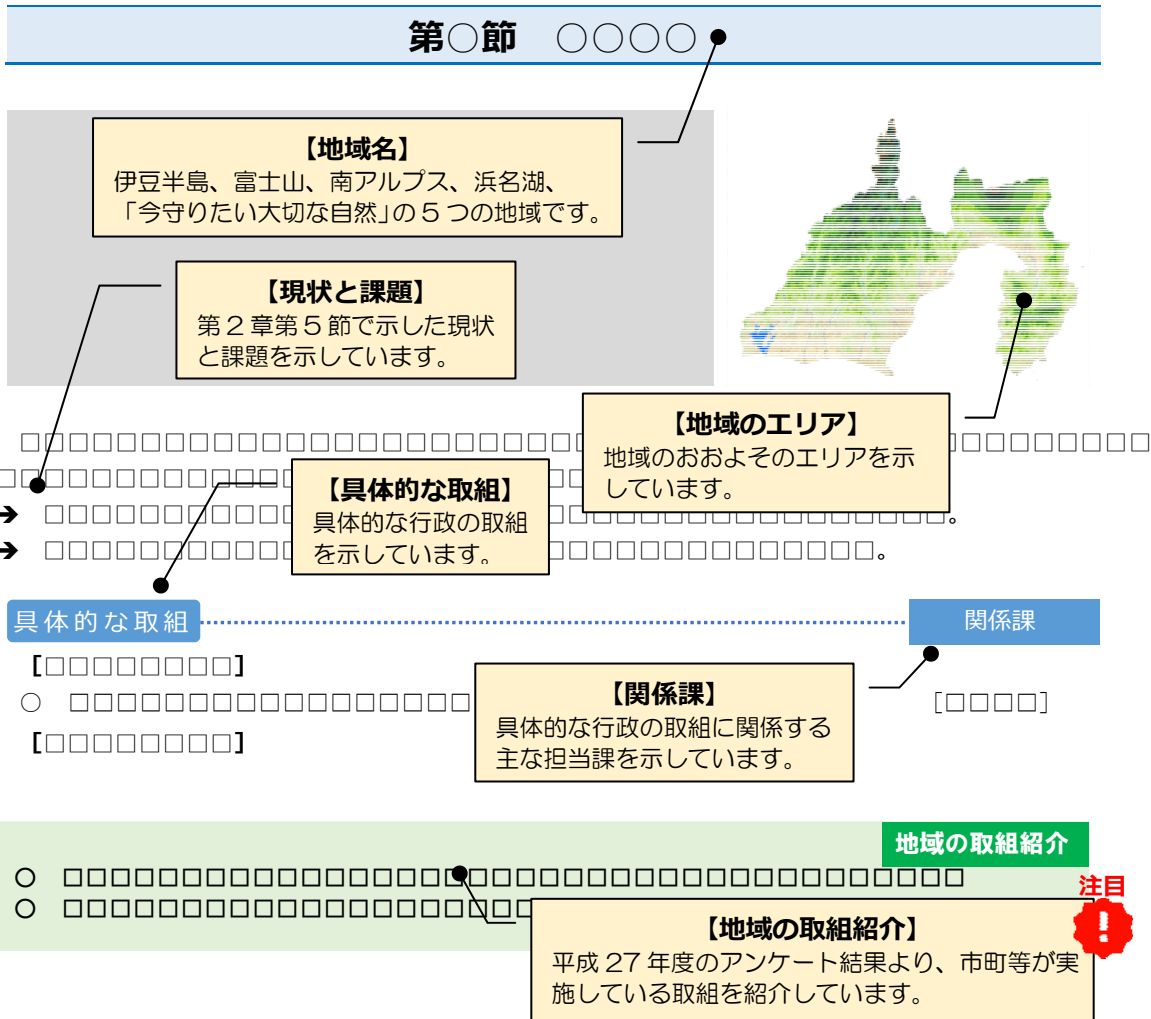


第5章 地域別個別計画

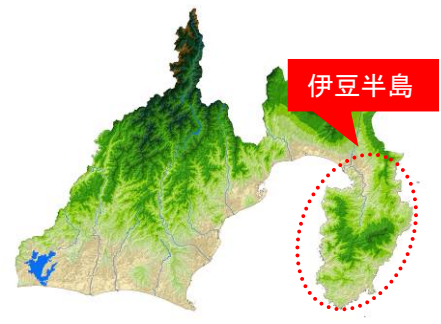
「第5章 地域別個別計画」の見方

- * 本章では、「第2章 生物多様性の現状と課題」の「第5節 県内の特徴的な地域」で示した課題を解決するための個別計画をまとめています。
- * 各地域で県が行う取組や、地域での市町等による取組紹介を掲載しています。
- * 「第5章 地域別個別計画」に共通の基本方向は以下のとおりです。

**【基本方向4】
特徴的な地域の環境を重点的に守る**



第1節 伊豆半島



伊豆半島には岩石海岸から天城山の天然林まで多種多様な環境があります。また、伊豆半島の固有種がいくつかの生物で知られています。

- 伊豆半島ジオパークの推進に当たり、地形地質に加えて生物多様性について理解し、学べる環境づくりが必要です。
- 天城山に残る天然林やシダ植物等をはじめとする植物相の保全が必要です。
- 荒廃している里地里山の適正な管理、ニホンジカやイノシシによる農林産物への被害の防止、ニホンジカの個体数調整、カワウによる魚の食害対策等が必要です。
- 伊豆東海岸のクリハラリス、柿田川のオオカワチシャ等の外来生物の防除対策が必要です。
- 大室山や細野高原等に残る草地環境の保全が必要です。
- 伊豆半島に特徴的な海岸の植生、岩石海岸における動物の生息空間を保全していく必要があります。
- 減少している藻場等の保全や、深海生物の調査研究を進める必要があります。

具体的な取組

関係課

【伊豆半島ジオパークにおける生物多様性の取り込み】

- ジオパークに生物多様性の要素をより一層取り込んでいくために、伊豆半島の動植物に詳しい専門家との連携を促進します。 [観光政策課]

【天城山等に残る豊かな自然環境の保全】

- 天城山を含む富士箱根伊豆国立公園の巡視・指導、事業者との自然環境保全協定の締結等により、生物多様性の保全のために重要な地域を保全します。 [自然保護課]

【森林の適正管理・整備の促進】

- 森林の適正な管理・整備の促進を図ります。 [森林計画課・森林整備課・林業振興課・環境ふれあい課]
- 森林が持っている土砂災害の防止や水源かん養等の「森の力」を再生するため、森林(もり)づくり県民税を充当し、森林整備を推進します。 [森林計画課]
- 保安林の適正な配備と治山事業等による保安林機能の向上を推進し、森林の適正な保全を図ります。 [森林保全課]

【野生鳥獣による被害防止】

- 隣県等との連携により、ニホンジカやカワウ等の野生鳥獣対策を推進するとともに、特に自然環境への影響が大きいニホンジカについては個体数調整を行います。 [自然保護課・水産資源課]

具体的な取組

関係課

【野生鳥獣による被害防止】

- 野生鳥獣の保護繁殖を促進する鳥獣保護区等の確保と柔軟な見直しに努めるとともに、法令を遵守した安全な狩猟及び農林水産物被害防止目的の捕獲を促進します。 [自然保護課]
- 「鳥獣による農林水産物等に係る被害防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画」を策定した市町に対し、交付金事業の活用により支援します。 [地域農業課]

【外来生物の防除】

- 外来生物の生息分布情報等を提供し、市町等が策定する外来生物防除計画の策定や捕獲を支援します。 [自然保護課]
- 外来生物法による、飼育・保持・運搬等の禁止及び防除の促進を図るとともに、特定外来生物の生息分布が拡大しないよう、「入れない・捨てない・拡げない」の外来生物被害予防3原則の普及啓発を実施します。 [自然保護課]

【生物多様性に配慮した海岸整備】

- 海岸の整備にあたっては、高潮、津波等から海岸を防護しつつ、養浜等により生物の生育・生息地の確保や景観への配慮を行います。 [港湾企画課・河川海岸整備課]

【藻場の回復】

- テングサ生産の回復と持続的な生産を目指して、雑藻の刈り取りを行う等の対策を行い、生物多様性の豊かな藻場の再生・保全を図ります。 [水産振興課・水産資源課]
- 磯焼けや他の原因で減少している藻場の水産資源としての活用と保全を図るため、藻場の再生の障害となる藻食性のアイゴ等の管理について、漁業者への支援と指導を行います。 [水産振興課・水産資源課]

【深海生物の調査研究】

- キンメダイの資源回復に向けた稚魚の放流を目指した種苗生産の研究を行います。 [水産資源課]

【開発事業者に対する保全措置の要請】

- 開発事業者と自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定を締結し、生息状況の正確な把握と、それに基づく必要な環境保全のための措置を求めています。 [自然保護課]

■ 伊豆半島ジオパークミュージアム『ジオリア』での情報発信

伊豆半島ジオパークの中央拠点施設「伊豆半島ジオパークミュージアム『ジオリア』」が2016年(平成28年)4月、伊豆市内にオープンしました。同ミュージアムでは豊富な展示やプロジェクションマッピングにより、伊豆半島の地形・地質の成り立ちや特徴等のほか、生物についての展示もあり、伊豆半島の生物多様性について学ぶこともできます。



ジオリアの展示

■ 伊豆市食肉加工センター「イズシカ問屋」の運営

伊豆市では、捕獲したニホンジカを有効利用するため食肉加工センター「イズシカ問屋」を2011年(平成23年)4月に開設しました。このセンターにおいて、衛生的な洗浄・殺菌、熟成等の処理を経たシカ肉を「イズシカ」として出荷しています。

■ モリアオガエルの保全

東伊豆町では、天城山一帯に生息するモリアオガエルを保護するため、教育委員会を中心に生息域の環境整備に努めています。

地域の取組紹介

■ 山焼きによる草地の保全

伊東市の大室山、東伊豆町の細野高原では、年1回の山焼きにより、今では県内にあまり残っていない草地の環境を維持しています。

■ ミシマサイコの保全

三島の地名がついた植物で、かつては山野の日当たりのよい場所で自生していましたが、乱獲により現在では絶滅危惧種に指定されています。ミシマサイコを多くの人に知ってもらい、三島の地名が付いた貴重な植物を絶やさないように、三島市では、三島市エコセンター敷地内において保護増殖をしています。

■ 源兵衛川や松毛川でのグラウンドワーク活動

三島市を流れる源兵衛川では、1992年（平成4年）からイギリス発祥の市民・NPO・事業者・行政のパートナーシップによる環境改善活動である「グラウンドワーク活動」を日本で初めて導入し、街中にせせらぎを復活させました。また、2016年（平成28年）11月には源兵衛川が「世界かんがい施設遺産」にも登録されました。最近では、狩野川の河跡湖である松毛川の環境を再生する取組も進められています。



源兵衛川

■ 柿田川のナショナル・トラスト運動と自然再生の取組

柿田川では貴重な自然環境を後世に伝えるために、1988年（昭和63年）から保全地域を買い上げるナショナル・トラスト運動が民間団体によって行われています。また、近年ではオオカワヂシャをはじめとした侵略的外来種の侵入・定着が見られ、ミシマバイカモ等の在来種を被圧するといった課題が発生しているため、国は「柿田川自然再生計画」を策定して地元の自然保護団体や県とともに柿田川の自然再生に取り組んできました。今後は清水町が中心となり、取組が進められていく予定です。

■ キンメダイの資源管理

近年、資源量が減少しているキンメダイについて、一都三県（東京都、静岡県、千葉県、神奈川県）の漁業者は、各県で定めた資源管理計画等の取り決めに従って、キンメダイの資源管理を行っています。



コラム

伊豆・天城のわさび栽培

天城山麓のわさび栽培の歴史は古く、1744年（寛保4年、延享元年）頃から栽培が始められたという記録があります。1892年（明治25年）頃には、伊豆市中伊豆の生産者により畳石式わさび田による栽培方法が開発されました。また、わさび田には日射の調節のため、被覆樹としてヤマハンノキが植えられるようになりました。こうして、わさびの最適な生育環境が整えられ、大型で良質なわさびの生産が行われるようになりました。

なお、現在では品質の優れた「真妻（まづま）」が赤茎系わさびの主力品種として広く栽培されています。この品種は、1958年（昭和33年）の狩野川台風によりわさびの苗が不足した際、和歌山県より導入したものですが、今や静岡県が誇る最高級品種として全国に流通しています。



畳石式わさび田

【資料：静岡県農・林・水産地ガイド（関東農政局静岡統計情報事務所編、2001年（平成13年））、東部農林事務所】

第2節 富士山



日本最高峰を誇り、世界文化遺産に登録された富士山には、典型的な植生の垂直分布が見られるほか、標高に応じて数多くの動物が生息しています。

- 植生の垂直分布やツキノワグマの地域個体群をはじめ、富士山の多様な環境及び動植物を保全する必要があります。
- ニホンジカ等野生鳥獣の適正管理等が必要です。
- 利用者の踏みつけ等による植生の破壊を防ぐ必要があります。
- 外来植物の駆除及び拡大防止策の検討が必要です。
- 富士山麓の人工林の適正管理、草地環境の保全が必要です。
- 富士山への理解と関心を高めるため、意識啓発や環境保全団体のネットワーク化が必要です。

具体的な取組

関係課

【富士山に残る豊かな自然環境の保全】

- 富士箱根伊豆国立公園の巡視・指導、事業者との自然環境保全協定の締結等により、生物多様性の保全のために重要な地域を保全します。 [自然保護課]

【自生種の植樹】

- ボランティア等との協働により、自生種である広葉樹の苗木の植樹やフジアザミ等の植え付け等を実施します。 [自然保護課]

【森林の適正管理・整備の促進】

- 森林の適正な管理・整備の促進を図ります。 [森林計画課・森林整備課・林業振興課・環境ふれあい課]
- 保安林の適正な配備と治山事業等による保安林機能の向上を推進し、森林の適正な保全を図ります。 [森林保全課]

【野生鳥獣による被害防止】

- 隣県等との連携により、ニホンジカ等の野生鳥獣対策を推進するとともに、野生鳥獣の個体数調整を行います。 [自然保護課]
- 野生鳥獣の保護繁殖を促進する鳥獣保護区等の確保と柔軟な見直しに努めるとともに、法令を遵守した安全な狩猟及び被害防止目的の捕獲を促進します。 [自然保護課]
- 「鳥獣による農林水産物等に係る被害防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画」を策定した市町に対し、交付金事業の活用により支援します。 [地域農業課]

【利用者による環境破壊の防止】

- 富士山への来訪者の安全と快適性の確保、環境保全を実現するため、マイカー規制を実施します。 [道路企画課]

具体的な取組

関係課

【利用者による環境破壊の防止】

- 増加する外国人登山者等に対し、環境負荷の軽減と安全な登山に関する情報をマナーガイドブック及びウェブサイトにより、多言語で提供します。 [自然保護課]

【外来生物の防除】

- 富士山への外来植物の侵入や分布拡大を防止するため、定期的な分布確認調査や登山道の入口に外来植物の種子を除去するマットの設置等、侵入防止対策の充実を図ります。 [自然保護課]
- 山梨県との連携により、五合目以上の植生の分布状況を把握し、定期的なモニタリングを行います。 [自然保護課]
- 民間団体等と連携して富士山の外来生物の拡大防止に向けた啓発及び除去活動を行います。 [自然保護課]

【富士山の保全意識の高揚】

- 「富士山総合環境保全指針（修正版）」に基づき、富士山の環境をより望ましいものとして保全し、そのめぐみを後世に継承するための取組を推進します。 [自然保護課]
- 「ふじさんネットワーク」では環境保全意識の高揚を図るため、ホームページや情報誌による情報発信、自然観察会や富士山学習会、富士山ピンバッジ募金活動等を実施します。 [自然保護課]
- 「富士山憲章推進会議」では、富士山憲章の周知、定着を図り、富士山に係る環境保全の全国的な運動を推進するため、富士山憲章看板を設置するとともに、静岡・山梨両県による共同事業を実施します。 [富士山世界遺産課]
- 富士山への理解と関心を高め、富士山の後世継承に向けた機運醸成を図るため、学校や各種団体からの依頼を受けて講師を派遣する「出前講座」を実施します。 [富士山世界遺産課]

【草地性植生の保全管理】

- 朝霧地域の貴重な動植物を保全するため、根原県有地においてボランティア等との協働による草刈を実施します。 [自然保護課]

【開発事業者に対する保全措置の要請】

- 開発事業者と自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定を締結し、生息状況の正確な把握と、それに基づく必要な環境保全のための措置を求めています。 [自然保護課]

■ 富士山での環境保全啓発**地域の取組紹介**

御殿場市では、富士山御殿場口新五合目のマウントフジトレイルステーション（登山者への安全啓発、環境教育、情報提供に資するため開山期間中設置する交流拠点）内に啓発のためのパネルを設置し、環境保全意識の高揚を図っています。

■ 富士山麓への広葉樹の植樹

富士山麓の貴重な自然環境を適正に保全・創造し、後世に継承していくため、富士市では1994年（平成6年）度より広葉樹の植栽事業として富士山麓ブナ林創造事業を実施しています。

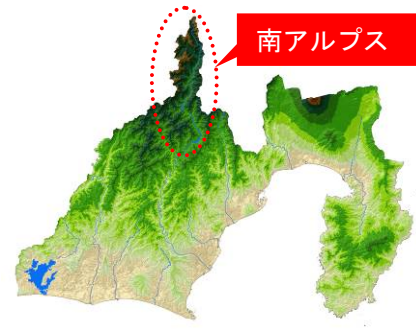
■ 富士山一斉清掃

富士山周辺の自治体や事業者等で組織する「富士山をいつまでも美しくする会」では毎年8月に3登山口で一斉に清掃活動を行っています。

第3節 南アルプス



お花畑



ユネスコエコパークに登録された南アルプスでは、高山植物やライチョウ等、氷河期時代の遺存種も多く見られます。

- 南アルプスユネスコエコパークの保全及び適正な利用を推進していく必要があります。
- 南アルプスの多様な環境及び動植物を保全する必要があります。
- 気候変動による影響が懸念されている遺存種・分布限界種を保全する必要があります。
- ニホンジカ等野生鳥獣の適正管理や指定希少野生動植物の種子保存等の保護回復事業等、生態系の保全対策が必要です。
- リニア中央新幹線等の大規模開発工事による自然環境への影響について、適切な環境保全措置を求めていく必要があります。

具体的な取組

関係課

【ユネスコエコパークの保全と活用】

- ユネスコエコパークに登録された南アルプス地域において、その目的である生態系の保全と持続可能な利活用の調和を推進します。 [自然保護課]
- 南アルプス国立公園の巡視・指導により、生物多様性の保全のために重要な地域を保全します。 [自然保護課]

【高山植物の保護】

- 静岡県高山植物保護指導員を委嘱し、登山者・公園利用者等に対する指導や高山植物保護に関する県民意識の高揚を図ります。 [自然保護課]
- 絶滅の危険性が極めて高い高山植物の種子を保存します。 [自然保護課]

【奥山の環境監視】

- 「〈改定版〉ふじのくに地球温暖化対策実行計画」に基づく地球温暖化対策を推進するとともに、気候変動による影響について監視します。 [環境政策課・自然保護課]

【野生鳥獣による被害防止】

- 高山植物に対するニホンジカの採食圧対策として、防鹿柵の設置等を実施します。 [自然保護課]

【開発事業者に対する保全措置の要請】

- 開発事業者と自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定を締結し、生息状況の正確な把握と、それに基づく必要な環境保全のための措置を求めていきます。 [自然保護課]

■南アルプスユネスコエコパークの管理に向けた取組

静岡市、川根本町を含む南アルプスユネスコエコパーク構成10市町村で組織する「南アルプス自然環境保全活用連携協議会」は、南アルプスユネスコエコパークの自然環境、景観、歴史・文化の保全、地域活性化に向けた利活用を図るための取組を行っています。

静岡市では、南アルプスユネスコエコパークの共通テーマ「高い山、深い谷が育む生物と文化の多様性」の継承を踏まえつつ、静岡市が目指す南アルプスユネスコエコパークのあり方と施策の方向性を示すため、「南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画（静岡市域版）」を2015年（平成27年）3月に策定しました。

■「南アルプスライチョウサポーター制度」の創設

南アルプス自然環境保全活用連携協議会は、ライチョウの生息状況を登山者と継続的に調査する仕組みを構築していくために、「南アルプスライチョウサポーター制度」を2016年（平成28年）6月に創設しました。同制度は、「南アルプスライチョウサポーター養成講座」の修了者をサポーターに認定し、市民サポーターからライチョウの目撃情報を集約し、ライチョウの生息分布を把握することを目的としています。

■高校生による高山植物保護活動

静岡市では、ニホンジカ等の食害から絶滅危惧種等の高山植物を保護するため、高校生による高山植物保護活動を行う「南アルプス高山植物保護セミナー」を実施しています。南アルプスの特徴や自然環境の変化を専門家から学ぶとともに、千枚小屋周辺の高山植物群落を対象に防鹿柵に関する作業や植生調査について学習しています。現地での活動を通じて将来にわたり南アルプスの保全活動を担う人材を育成する取組を実施しています。

■南アルプスでの環境調査の実施

静岡市では、南アルプスユネスコエコパーク登録地域内における環境変化を把握するため、大気質、水質、動植物、植生等の調査を実施しています。

■南アルプス周辺でのエコツアーの実施

川根本町では、地域の自然環境を活かした地域観光業を推進していくため、2008年（平成20年）3月から地元有志で「川根本町エコツーリズムネットワーク」を組織し、年間を通じて様々なエコツアー等のプログラムを実施しています。なお、2016年（平成28年）4月からは「一般社団法人エコティかわね」として活動を継続しています。

■南アルプスの自然環境に関する展示施設

静岡市は、「南アルプスユネスコエコパーク 井川ビジターセンター」を2016年（平成28年）3月にオープンしました。南アルプスの大自然の魅力を発信し、地域住民と来訪者が交流する拠点として機能強化を図っています。川根本町は、長島ダム建設時に調査・採取した動植物の標本を「資料館やまびこ」で保管・展示し、環境教育の拠点として利用しています。

■ヤマトイワナ等の生息地の保護及び遺伝的攪乱の防止

井川漁協では、ヤマトイワナについては禁漁区を設定し、生息地を保護するとともに、本種やアマゴの地元の系群を用いた種苗生産と放流事業を推進しています。

第4節 浜名湖



弁天島



浜名湖は淡水と海水が入り混じった汽水の環境であるほか、干潟、藻場等の多様な環境があります。また、アサリやニホンウナギ等の水産資源を活かした産業も盛んです。

- 干潟、ヨシ原、アマモ場等の環境を保全することが必要であり、その際には渡りをする鳥類の中継・生息地としての観点も必要です。
- 湖沼や湿地の保全等を図る必要があります。
- 浜名湖への理解と関心を高めるため、意識啓発や環境保全団体のネットワーク化が必要です。
- 国等と連携し、資源保護に配慮したウナギ養殖への転換を進めるほか、親ウナギの放流等地域の取組を継続する必要があります。
- ツメタガイの駆除のほか、稚貝放流を目的とした天然採苗等のアサリ保護活動を継続する必要があります。
- 近年、アカエイが湖内で増加しており、その実態調査や対策の検討を行う必要があります。
- 浜名湖への理解と関心を高めるため、意識啓発や環境保全団体のネットワーク化が必要です。

具体的な取組

関係課

【浜名湖の豊かな自然環境の保全】

- 「静岡県立自然公園条例」による浜名湖県立自然公園の巡視・指導、規制区域の指定及び開発等の行為規制を行い、浜名湖の自然環境を保全します。 [自然保護課]

【浜名湖の環境保全に関する啓発】

- 「はまなこ環境ネットワーク」の活動促進や、浜名湖クリーン作戦の実施により、浜名湖の環境を保全します。 [自然保護課]

【浜名湖に流入する河川の水質維持】

- 下水道、合併処理浄化槽、農業・漁業集落排水施設の整備や適正管理等により、生活排水による生物多様性への影響を低減します。 [生活排水課・廃棄物リサイクル課・生活環境課・漁港整備課]
- 特定事業場への立入検査や監視等により、事業活動による水質汚濁、地下水汚染、土壌汚染の発生を予防し、生物多様性への影響を低減します。 [生活環境課]

【ニホンウナギやアサリ等水産資源の管理】

- 漁獲されたウナギのうち、産卵降河が近いと思われる大型ウナギの買上放流事業を進めます。 [水産資源課]
- ウナギ養殖業の許可制に伴いシラスウナギの池入れ量を抑制します。 [水産資源課]
- 採捕されたシラスウナギの県内養殖業者のみへの供給、及び採捕許可数量の県内需要量への限定により、シラスウナギの採捕量を抑制します。 [水産資源課]

具体的な取組

関係課

【二ホンウナギやアサリ等水産資源の管理】

- 漁業者が自ら行っているアサリの天然採苗や人工増殖事業を推進し、浜名湖のアサリ資源を安定して増やします。 [水産資源課]
- アサリ資源を保全しつつ漁獲する漁業者の取組を支援します。 [水産資源課]
- 漁業者が行うアカエイの駆除方法や駆除したアカエイの活用方法の検討に参画し、アカエイの密度管理の実現を目指します。 [水産資源課]

【開発事業者に対する保全措置の要請】

- 開発事業者と自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定を締結し、生息状況の正確な把握と、それに基づく必要な環境保全のための措置を求めています。 [自然保護課]

■ 「はまなご環境ネットワーク」による活動

地域の取組紹介

浜名湖地域で活動している環境保全団体等の交流を促進することを目的に発足した「はまなご環境ネットワーク」では、会員間の連携と交流促進を図るための団体交流会の開催等、住民行動による浜名湖づくりを促進し、浜名湖の環境保全を推進しています。

■ アマモ場の保全

浜名湖に広く分布するアマモを保全するため、「NPO法人はまなご里海の会」ではアマモの観察会等を実施しています。参加者は、アマモ場が魚類等の生物の繁殖場所や生息場所として重要な場所であることを理解し、この環境を守り伝えることの重要性を学んでいます。

■ 浜名湖クリーン作戦

浜名湖周辺の自治体や事業者等で組織する「浜名湖の水をきれいにする会」では、毎年6月に一斉清掃「浜名湖クリーン作戦」を行っています。

■ ヌートリアの駆除

浜名湖沿岸では近年、特定外来生物のヌートリアが確認されています。湖西市では、湖西市野生鳥獣等管理協会へ駆除を依頼し、駆除活動を行っています。

■ 浜名湖体験学習施設「ウォット」での体験学習

浜名湖体験学習施設「ウォット」は、静岡県水産技術研究所浜名湖分場の展示施設です。生物に直接ふれあうことによって、浜名湖の水の生物とその生態環境について学び、浜名湖の豊富な資源に対する理解を深める場を提供しています。

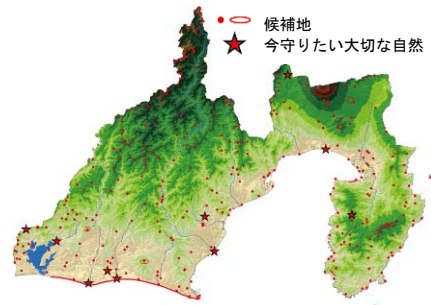
■ 浜名川の浄化

湖西市内を流れて浜名湖に注ぐ浜名川では、下水道の普及のみならず、浜名川をきれいにする会や地域住民等によるEM（有用微生物群）菌を散布する活動等が効果を発揮し、他県では絶滅危惧種にもなっているミズオオバコが群生しているのが見られます。

■ 佐鳴湖の浄化

水質汚濁が課題となっている佐鳴湖では、「佐鳴湖水環境向上行動計画」に基づき、流域における水環境改善の取組を定着させるとともに、行動計画に基づく啓発活動等、流域一体となった総合的な水環境の向上に向けた取組を推進しています。

第5節 今守りたい大切な自然



2004年（平成16年）3月に発行した「静岡県レッドデータブック」では、絶滅の可能性のある種の選定を主な目的としていますが、それらの対象種を取り巻く自然環境は大きく変化し、生息・生育環境が悪化してきています。絶滅の危惧される種を保護・保全するためには、絶滅危惧種の個体を保護するのみならず、それらが生息・生育する環境自体を保全することが不可欠です。

このような視点で捉えると、県内には生物多様性の保全上重要な生息・生育地がたくさんあります。その中でも特に開発候補地になりやすい場所、生態的に重要な場所、法的規制等のない場所を「今守りたい大切な自然」として選定しています。

今守りたい大切な自然の選定地

選定地名	市町名
①逆川湿地と周辺の自然林	伊豆市
②浮島沼の湿地	富士市、沼津市
③朝霧高原の草原	富士宮市
④藪田川とその周辺	藤枝市
⑤大井川河口付近	焼津市、吉田町
⑥太田川河口付近の干潟と海浜	磐田市
⑦磐田市大池	磐田市
⑧天竜川河口と周辺の湿地	磐田市、浜松市
⑨都田川河口とその周辺	浜松市
⑩雨生山の蛇紋岩地	浜松市

※このほか、342箇所の候補地があります。

（⇒詳しくは資料編・資料1を参照）

- ➔ 「今守りたい大切な自然」の選定地及び候補地等、重要な生息・生育地の保全が必要ですが、2004年（平成16年）の県版レッドデータブック以降、現状把握が十分に行われていません。そのため、今後は現状について把握していくとともに、新たな地点の選定についても検討する必要があります。
- ➔ 「今守りたい大切な自然」の選定地及び候補地等の中には、市町や地域住民、民間団体等による積極的な保全活動を実施している地域があります。今後もこのような地域ごとの積極的な取組を推進する必要があります。

具体的な取組

関係課

【今守りたい大切な自然の調査の実施及び紹介】

- 県内に生息又は生育する希少野生動植物等の生息状況等、自然が残されている生息・生育地の状況を把握するため、必要な調査を実施します。 [自然保護課]
- 「今守りたい大切な自然」の選定地及び候補地等を紹介し、貴重な野生動植物や自然環境の保護意識を高めます。 [自然保護課]

【開発事業者に対する保全措置の要請】

- 開発事業者と自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定を締結し、生息状況の正確な把握と、それに基づく必要な環境保全のための措置を求めています。 [自然保護課]

■浮島ヶ原自然公園におけるサワトラノオ等の保全

富士市では、2010年（平成22年）4月に「浮島ヶ原自然公園」を開園し、自然観察会の開催や、公園を紹介するガイドブックの作成・配布を行っています。また、「浮島ヶ原のサワトラノオ群生地」として市の天然記念物に指定し、サワトラノオだけでなく他の絶滅危惧種の保護に努めています。

■朝霧高原におけるキスミレの保全

富士宮市では、根原区財産区において毎年度、春期に火入れ事業、秋期に防火帯整備事業を実施しています。これにより、茅場としての維持管理、景観保全と併せてキスミレ等の多様な植物相を保全し、生物多様性の確保を図っています。

■藪田川周辺におけるカワバタモロコの保全

藤枝市では、藪田川周辺に生息するカワバタモロコを保護するため、河川改修工事について学識経験者等によるアドバイスを受け、生息環境を変えないような工事手法を取り入れています。

■「掛川市自然環境保全に関する条例」

掛川市では、「掛川市自然環境保全に関する条例」に基づき、15種の動植物、2カ所の生息・生育地を保全区域として認定し、採取、開発等に制限を設けることで保護・保全を行っています。

■遠州灘海岸におけるアカウミガメの保護

御前崎市では国の天然記念物に指定されているアカウミガメを保護するため、ウミガメ保護監視員に委嘱し、保護活動を行っています。具体的には、アカウミガメの産卵を観察する産卵観察会、飼育した子ガメを放流する放流観察会を毎年開催しています。そのほか、御前崎小学校でも1977年（昭和52年）からアカウミガメの飼育活動を行っています。

■桶ヶ谷沼におけるベッコウトンボ等の保全

磐田市の桶ヶ谷沼では、市や地元住民、「桶ヶ谷沼を考える会」「野路会」「NPO法人岩井里山の会」等で構成する「桶ヶ谷沼自然環境保全地域管理運営委員会」により、ヨシ等の刈り取りによる開放水面の確保や里山の管理、アメリカザリガニ等の外来種捕獲等により、絶滅危惧種ベッコウトンボ等が安定的に繁殖できる環境整備が進められています。

■「浜松市ギフチョウの保護に関する条例」による保全

浜松市では「浜松市ギフチョウの保護に関する条例」に基づき、北区引佐町渋川地内において重点期間（3月下旬から4月中旬）を中心に年間20日程度、保護監視員による監視を行っています。また、ヒメカンアオイの採光を確保するため、観察路の下草刈りを行っています。

■椎ノ木谷のミカワバイケイソウの保全

浜松市にある特別緑地保全地区「椎ノ木谷」では、「椎ノ木谷保全の会」や「遠州自然研究会」等の民間団体がミカワバイケイソウの湿地の草刈等の保全活動を行っています。

■雨生山におけるヒメヒカゲの調査・生息環境の整備

浜松市の雨生湿地では、保護監視員による捕獲の監視を行っているほか、静岡昆虫同好会が定期的にヒメヒカゲの調査、生息環境の整備（草刈り）等を行っています。